

「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」について

○趣旨・目的

医療・介護・保育分野については、人材確保が困難であることや、紹介された就職者の早期離職が指摘されています。

そのため、医療・介護・保育分野において、職業安定法及び職業安定法に基づく指針を遵守していく職業紹介事業者を見える化する取組として、「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」を創設しました。（R2.1.15から開始）

○宣言をするための条件

宣言書に規定されている以下の内容を遵守している場合に、宣言書を提出することにより宣言することができます。

【宣言書に規定されている内容】

1. 厚生労働省が運営する人材サービス総合サイトに、自社の紹介実績等の情報として、以下の情報を入力または登録を行っています。
 - ① 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に就職した者の数
 - ② 上記①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者数）の数
 - ③ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数
 - ④ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
 - ⑤ 手数料に関する事項（手数料表の内容）
 - ⑥ 返戻金制度の導入の有無及び導入している場合はその内容
2. 指針に規定されている内容を踏まえ、以下の内容で業務運営しています。
 - ① 自らの紹介により就職した者（無期雇用に限ります）に対し、就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていません
 - ② 求人者から徴収する手数料に関する返戻金制度を設けています
 - ③ 求職者及び求人者双方に対して、求職者または求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しています
また、返戻金制度に関する事項について明示しています
 - ④ 求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）を提供していません
3. 宣言書提出時点において、都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていません。
また、過去に受けた是正指導については是正済みです。